

令和元年6月12日現在

機関番号：13601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K17008

研究課題名(和文) 幫助犯の成立要件の明確化 不作為による幫助事例を題材に

研究課題名(英文) Clarifying Requisites for Establishing the Guilt of an Accessory to a Crime

研究代表者

濱田 新 (HAMADA, Arata)

信州大学・学術研究院社会科学系・講師

研究者番号：50756468

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、幫助犯の成立要件の明確化を行った。本研究では、幫助犯の成立要件の一つである「因果関係」は、広く認められやすいこと、そのことによって、処罰範囲が過度に広がる危険性があることを示した。それを防ぐためには、「幫助行為」の要件を厳格に解釈するべきであり、このことは作為・不作為を問わず妥当であることを示した。そして、「幫助行為」の要件を厳格に解釈するならば、不作為者は犯罪を阻止するために、あらゆる行為をすることまでは義務づけられないと結論づけた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、作為による幫助犯に関する要件論を、不作為による幫助にも応用することにより、不作為による幫助の成立要件を明確化する点で意義がある。幫助犯の成立が疑問視されている判例の中には、因果関係を精査すべき事例と、因果関係とは別の要件の精査がさらに必要な事例とが混在しているところ、本研究では、まずは因果関係要件の明確化に取り組んだ上で、「幫助行為性」要件の明確化を進めるという手順を踏むことにより、各要件の意義を明らかにし、終局的には適切な処罰範囲を画することができることを示した。

研究成果の概要(英文)：Purpose of this research was to clarify the requisites for establishing the guilt of an accessory to a crime. These findings indicate that one of these requisites "causation" tends to be easily established, leading to the danger of punishment in an excessively wide range of situations. To prevent this, requisites for "aiding and abetting" should be strictly interpreted and that strict interpretation should apply regardless of whether or not the aiding and abetting is by commission or omission. Interpreting requisites strictly for establishing the crime of "aiding and abetting", an ommitter cannot possibly be expected to have taken every conceivable action in order to prevent the crime.

研究分野：刑法

キーワード：不作為による幫助

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

我が国の従来の実務では、犯罪の中心人物である共同正犯を主として起訴する傾向にあり、実際には、軽微な関与をしたにとどまる者が、幫助犯として不当な処罰を受ける可能性は、ほとんどなかった。幫助犯や教唆犯として起訴される例の割合は数%で、しかも罪名も、賭博場開帳等凶罪や富くじ罪等の幫助といった、特定の犯罪類型に限定されていたのである(これらの犯罪については、正犯として処罰すると、単純賭博等との法定刑の均衡に鑑みると酷であるとの理由から、幫助として処理されていたものと考えられている)。

しかし、共同正犯を中心としていたこれまでの裁判実務は、変化を見せている。近年、幫助犯の起訴が、犯罪類型を問わず、幅広く増加している傾向がある(例えば、モザイク処理が不十分なDVDに審査で合格を与えて流通させたとして、ビデオ倫理協会元部長が、わいせつ画像販売幫助罪に問われた事例など)。このような変化が生じた理由は、近時、共同正犯の成立範囲が明確になってきたことにより、共同正犯とまではいえないと評価された関与者を、幫助として起訴する傾向が強まったものと解される。もっとも、幫助犯の起訴増加に伴い、当罰性に欠けるといえる行為までもが幫助として起訴される例が増えている。例えば、ファイル共有ソフト・ウィニーをネット上で公開したにすぎない開発者が、著作権違反の幫助犯として起訴されたウィニー事件の一審では、幫助犯の成立が認められた(二審・最高裁は、無罪とした)。また、夫からのDV被害者女性が、夫による子ども虐待を阻止できなかった事案において、当該女性に不作為による幫助を認めた裁判例がある(いわゆる釧路虐待死事件の二審判決。一審は無罪としていた)。幫助犯の起訴増加に伴い、当罰性の欠ける行為までもが、作為による幫助あるいは、不作為による幫助として起訴されており、裁判所の判断も揺れている。作為型・不作為型ともに、適切な幫助の処罰範囲を確保する必要がある。従来型の幫助の成立要件を再検討し、幫助成立要件を明確化することは喫緊の課題であるといえる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、幫助の成立要件を再構築し、幫助犯の適切な処罰範囲を確保することである。これまで、従来型の幫助成立要件に関しては、当罰性に欠ける行為も幫助となり得ると指摘されていたが、近年の幫助の起訴増加に伴って、当罰性に欠けるといえる行為が幫助として起訴され、有罪とされる例が増えている。適切な処罰範囲を確保するためには、幫助の成立要件を再検討し、成立要件を明確化する必要がある。本研究では、既に本報告者が行ってきた作為による幫助犯に関する要件論を、不作為による幫助にも応用することにより、不作為による幫助の成立要件を明確化し、作為による幫助・不作為による幫助双方において、適切な処罰範囲を確保することを目的とする。

3. 研究の方法

幫助犯の成立が疑問視されている判例の中には、因果関係を精査すべき事例と、因果関係とは別の要件の精査がさらに必要な事例とが混在している。議論を整理するためには、まずは、因果関係要件を明確化する必要があるといえる。そこで、本研究では、まずは因果関係要件の明確化に取り組んだ上で、「幫助行為性」要件の明確化を進める。このように段階的に手順を踏むことにより、各要件の意義が明らかになり、終局的には適切な処罰範囲を画することができる。

報告者は、これまでドイツや我が国の判例・学説を精査した上で、作為による幫助の成立要件を明確化する研究を行ってきた。まず、作為による幫助の成立要件の一つである「因果関係」要件の再検討を行い、促進効果が認められない行為については、「因果関係」が認められないとして、作為による幫助犯の成立が否定されることを明らかにした。さらに、従来、曖昧に解されていた要件である「幫助行為」要件の存在に着目し、「幫助行為」要件を明確化した。すなわち、幫助行為要件は、事後判断たる因果関係要件とは異なり、行為の危険性を確認する事前判断である点に鑑みると、幫助行為にあたる場合とは、当該関与行為が、事前に見て、犯罪実行を容易にする行為であると規範的に評価し得る行為と解される。幫助行為要件を明確化することにより、先のウィニー事件については、「幫助行為」要件が認められず、作為による幫助犯の成立を否定することができる。一方、近年の不作為による幫助事例に目を向けると、前述の釧路虐待死事件をはじめとして、不当な処罰範囲拡大が見受けられる。作為犯と同様、成立要件に何らかの限定を行う必要があると考えられる。そして、すでに明らかにした「因果関係」や「幫助行為」要件が、作為犯・不作為犯に共通する要件であるとするれば、それぞれの要件解釈は、不作為による幫助犯の処罰範囲の限定にも資すると考えられる。そこで、本研究では、報告者が行ってきた作為による幫助犯に関する要件論を、不作為による幫助にも応用することにより、不作為による幫助の成立要件を明確化するという手法をとった。

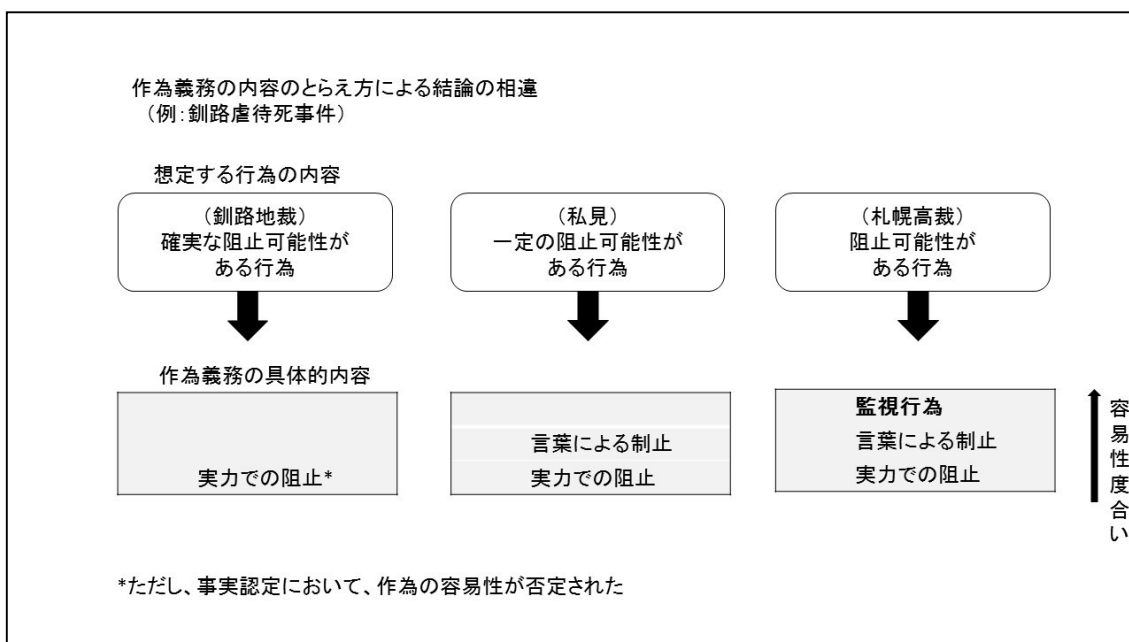
4. 研究成果

本研究により、不作為による幫助の「因果関係」要件と、「幫助行為性」要件が明確になった。不作為による幫助の因果関係の成否を検討した判例の中には、作為犯の因果関係と対応して因果関係を判断するものと、より因果関係の内容を厳格に解釈するものがあり、学説も対立しているが、作為による幫助の対応関係に応じて、不作為による幫助の「因果関係」を理解すべきである。つまり、促進効果が認められない場合(つまり、ある行為について結果を阻止でき

た可能性が証明されない限り) 因果関係は認められない。具体的には、単に犯罪完遂のために作為者が余分な労力を費した可能性があるにすぎない場合には、因果関係が否定されることになる。また、しかし、ある作為によって結果を阻止できた可能性がわずかながら存在する場合には、因果関係を認めざるを得ないといえる。

そこで、作為による幫助の対応関係に依じて、不作為による「幫助行為」要件を解釈するならば、事前にみて犯罪を阻止し得ると評価できる行為(実力で阻止する行為等)の不作為が、不作為による幫助行為といえるであろう。それゆえ、事前にみると、犯罪を阻止する可能性が小さい行為(犯罪現場で監視する行為等)を行わなかったとしても、その不作為については、不作為による「幫助行為」を認めることができないため、不可罰となる。現在、判例は、保障人が犯罪現場での監視行為をしなかった場合、その不作為について、幫助の成立を認めてしまっている(札幌高判平成12年3月16日(判時1711号170頁)。なお、釧路地判平成11年2月12日(判時1675号148頁)は、作為義務の内容を実力による阻止に限定している。)判例の問題点は、判例上、不作為による「幫助行為」要件が曖昧に理解されていたことに起因すると思われる。事後的に見れば、監視行為によって結果を阻止できた可能性がわずかながら存在したとしても、不作為と結果との「因果関係」の存在を肯定するにすぎないのであって、(事前にみると犯罪を阻止する可能性が小さいといえる)監視行為の不作為に関しては、「幫助行為」要件は満たされていないため、不可罰とすべきである(以下の図1を参照)。

図1 作為義務の内容のとらえ方による結論の相違



「幫助行為性」要件の明確化を行う本研究は、判例実務の運用に明確な基準を示すことで、適切な処罰範囲を確保することに資するであろう。

他の研究と比較した本研究の位置づけとしては、以下の通りである。幫助犯の成立要件を再検討する学説は、ウィニー事件を契機に増加しているが、その多くは、ウィニー事件のような、作為による物理的幫助事例に限定された見解である。幫助の一般的成立要件を具体化するには、幫助犯全体を視野に入れる必要がある。報告者は、既に作為による物理的・精神的幫助事例を題材に、幫助行為要件の限定解釈を行ってきた。本研究は、これまで明確化されてこなかった「幫助行為」要件の解釈により、作為・不作為(物理的・精神的関与)問わず、適切な処罰範囲を確保できることを示す点で、独自性があるものといえる。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 2 件)

濱田 新、「不作為による幫助を認めた事例(大阪地判平成29年10月6日, 大阪高判平成30年3月22日)」信州大学経法論集、6号、221 - 226、2019、査読無

<http://hdl.handle.net/10091/00021426>

濱田 新、「不作為による幫助の処罰範囲の限定について」信州大学経法論集、2号、145-171、2017、査読無

<http://hdl.handle.net/10091/00020068>

〔その他〕
ホームページ等
なし

6．研究組織

(1)研究分担者
なし

(2)研究協力者
なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。